

平成31年（2019年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等に
適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & A
【基本的な考え方編】

平成30年10月
国税庁消費税室

凡例

○ 文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

【法令】

- 改正法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）
- 改正令 消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第317号）
- 28年改正令 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）

【通達】

- 基通 消費税法基本通達（平成7年12月15日付課消2-25ほか4課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）
- 31年経過措置通達 平成26年10月27日付課消1-35ほか4課共同「平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」（法令解釈通達）

【用語】

- 31年新消費税法 改正法第3条《消費税法の一部改正》の規定による改正後の消費税法
- 31年旧消費税法 改正法第3条《消費税法の一部改正》の規定による改正前の消費税法
- 新税率 31年新消費税法第29条《税率》に規定する税率
- 軽減税率 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項《31年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置》に規定する税率
- 旧税率 31年旧消費税法第29条《税率》に規定する税率
- 31年施行日 改正法附則第15条《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則》に規定する一部施行日（平成31年10月1日）
- 26年施行日 改正法附則第2条《消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則》に規定する施行日（平成26年4月1日）
- 31年指定日 改正法附則第16条第1項《第3条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置》において読み替えて準用する改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する31年指定日（平成31年4月1日）
- 26年指定日 改正法附則第5条第3項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する指定日（平成25年10月1日）
- 軽減対象資産の
譲渡等 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項に規定する31年輕減対象資産の譲渡等
- 具体的事例編 平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & A【具体的事例編】

○ 和暦・西暦対照表

- 平成31年 2019年
- 平成32年 2020年

《 目 次 》

1 31年施行日前後の取引に係る税率の適用関係等

(31年施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係の原則)

問1 31年施行日(平成31年10月1日)前後の取引に係る消費税法の適用関係を教えてください。…………… 1

(31年施行日の前日までに購入した在庫品)

問2 26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日(平成31年9月30日)までの間に仕入れた商品を31年施行日(平成31年10月1日)以後に販売した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。…………… 1

(事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い)

問3 当社(A社)では、検収基準により仕入れを計上しています。ところで、当社と取引先(B社)の収益、費用の計上基準の違いにより、当社が、10月初旬に検収基準により仕入れを計上したものであっても、取引先が出荷基準によっている場合、31年施行日(平成31年10月1日)前に出荷された商品は旧税率(8%)が適用されるので、取引先(B社)から、旧税率に基づく消費税額等が記載された請求書が送付されてくるものと考えられます。このような場合、当社の仕入控除税額の計算はどのように行えばよいですか。…………… 2

(31年施行日前後の返品等の取扱い)

問4 販売商品の返品について、例えば、10月中に返品を受けた商品は、9月中の販売に対応するものとして処理している場合、平成31年10月中の返品については平成31年9月中の販売に対応するものとして、31年旧消費税法の規定に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算を行って差し支えないですか。…………… 2

(決算締切日の取扱い)

問5 当社(9月決算法人)では、毎年9月20日を決算締切日としており、法人税基本通達2-6-1《決算締切日》の取扱いを適用していますが、この場合の消費税法の適用関係はどのようになりますか。…………… 3

(31年施行日を含む1年間の役務提供を行う場合)

問6 平成31年9月1日に、同日から1年間の役務提供を行う契約を締結するとともに、1年分の対価を受領しています。この場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。…………… 4

(経過措置の概要)

問7 31年施行日(平成31年10月1日)以後の取引に適用される経過措置の概要を教えてください。…………… 4

(経過措置の選択適用の可否)

問8 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除の計算をすることはできますか。…………… 7

2 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置の概要)

問9 旅客運賃等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 8

(26年施行日から31年施行日の前日までの間に「領収している場合」の意義)

問10 旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日(平成31年9月30日)までの間に「領収している場合」とは、具体的にどのような場合をいうのですか。…………… 9

3 電気料金等の税率等に関する経過措置

(電気料金等の税率等に関する経過措置の概要)

問11 電気料金等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 11

(「継続的に供給等することを約する契約」の意義)

問12 「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。…………… 12

(「支払を受ける権利の確定」の意義)

問13 「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。…………… 12

4 工事の請負等の税率等に関する経過措置

(工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要)

問14 工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 13

(工事の請負等に係る契約の範囲)

問15 工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用対象となる契約は、具体的にどのような契約をいうのですか。…………… 14

(契約書等のない工事)

問16 工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受けようとする場合、契約書その他の書類を作成しなければならないのですか。…………… 15

(工事の請負の着手日)

問17 当社が受注した建設工事について、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受けようとする場合、当該工事については、31年施行日（平成31年10月1日）前までに着手しなければならないのですか。…………… 15

(下請工事)

問18 当社では、受注した建設工事の全部を下請会社に発注しました。当社が受注した建設工事について、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される場合、下請工事についても、この経過措置が適用されますか。…………… 16

(「その他の請負に類する契約」の範囲)

問19 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」とは、「測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）」と規定されていますが（改正令附則4⑤）、「その他の請負に係る契約」及び「委任その他の請負に類する契約」とは、具体的にどのような契約をいうのですか。…………… 16

(「仕事の完成に長期間を要するもの」の意義)

問20 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「仕事の完成に長期間を要するものであること」が要件とされていますが、この「長期間」とはどの程度の期間をいうのでしょうか。…………… 17

(「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」の意義)

問21 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」が要件とされていますが、完成した部分をその都度引き渡す場合は、この要件を満たさないことになるのですか。また、目的物の引渡しを要しない請負等の契約の場合には、この要件を満たさないことになるのですか。…………… 17

(「仕事の内容につき相手方の注文が付されていること」の範囲)

問22 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約であることが要件とされていますが、この「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約とは、具体的にはどのようなものですか。…………… 18

(「建物の譲渡を受ける者の注文」の範囲)

問23 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。」とされています。

この「建物の譲渡を受ける者の注文」とは、具体的にはどのようなものをいうのですか。…………… 19

(建物の譲渡を受ける者の注文の有無の確認方法)

問24 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。」とされています。

この「建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物」であることを明らかにする方法としては、どのような方法がありますか。…………… 19

(経過措置適用工事に係る請負金額に増減があった場合)

問25 当社が受注した工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される工事の中には、当初契約の請負金額を一旦減額し、その後増額する場合や、これとは逆に当初契約の請負金額を一旦増額し、その後減額する場合があります。

このように、請負金額の増減が31年指定日（平成31年4月1日）以後に行われた場合、経過措置の適用関係はどのようになりますか。…………… 20

(経過措置の適用を受ける工事のための課税仕入れ)

問26 工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受ける工事に要する課税仕入れで、31年施行日（平成31年10月1日）以後に行われたものについては、31年新消費税法に基づき仕入控除税額の計算をすることとなるのですか。…………… 21

(経過措置の適用を受けているものであることの通知)

問27 工事の請負等について、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受けた場合、その工事等の引渡しを受ける者（取引の相手方）に対し、経過措置の適用を受けたものであることを書面により通知するものとされていますが、具体的にはどのように行えばよいのですか。…………… 22

5 資産の貸付けの税率等に関する経過措置

(資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要)

問28 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 23

(売買として取り扱われるリース取引)

問29 所得税法又は法人税法上、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引について、資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用されますか。…………… 24

(「対価の額が定められている」の意義)

問30 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件である「対価の額が定められている」とは、どのような場合をいうのですか。…………… 24

(一定期間賃貸料の変更が行えない場合)

問31 資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用される要件の1つとして「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」とされていますが、例えば、2年間は賃貸料の変更を行うことができないとする定めは、この要件に該当しますか。…………… 25

6 指定役務の提供の税率等に関する経過措置

(指定役務の提供の税率等に関する経過措置の概要)

問32 指定役務の提供の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 26

(指定役務の提供の具体例)

問33 指定役務の提供の税率等に関する経過措置の対象となる「指定役務の提供」とは具体的にどのようなものをいうのですか。…………… 27

7 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置

(予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置の概要)

問34 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 28

(「定期的」の意義)

問35 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置は、「定期的に継続して供給すること」が適用要件とされていますが、この場合の「定期的」とは、具体的にどのような周期をいうのですか。…………… 28

8 通信販売等の税率等に関する経過措置

(通信販売等の税率等に関する経過措置の概要)

問36 通信販売等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 29

(「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」の範囲)

問37 通信販売等の税率等に関する経過措置の適用対象となる通信販売は、「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」が要件とされていますが、具体的にはどのような場合をいうのですか。…………… 29

(「提示する準備を完了した場合」の範囲)

問38 通信販売等の税率等に関する経過措置の要件である「提示する準備を完了した場合」とは、具体的にはどのような場合をいうのですか。…………… 30

(売買契約の申込みの方法)

問39 通信販売等の税率等に関する経過措置の適用対象となる通信販売は、「郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けること」が要件とされていますが、「その他の方法」による売買契約の申込みにはどのようなものがありますか。…………… 30

(「商品の販売」の範囲)

問40 通信販売等の税率等に関する経過措置の適用対象となる「商品の販売」には、通信教育や電子書籍の配信等の役務の提供が含まれますか。…………… 30

9 その他の経過措置

(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問41 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 31

(リース延払基準の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問42 リース延払基準の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 32

(リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問43 リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 33

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問44 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 34

(特定新聞の税率等に関する経過措置の概要)

問45 特定新聞の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 34

(有料老人ホーム(介護サービス)の税率等に関する経過措置の概要)

問46 有料老人ホーム(介護サービス)の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 35

(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する経過措置の概要)

問47 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する業務に係る対価を領収している場合の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 35

(31年施行日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合)

問48 31年施行日(平成31年10月1日)前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が31年施行日以後に交付された場合、当該補助金等が交付された課税期間における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算はどのようになりますか。…………… 36

1 31年施行日前後の取引に係る税率の適用関係等

(31年施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係の原則)

問1 31年施行日（平成31年10月1日）前後の取引に係る消費税法の適用関係を教えてください。

【答】

31年新消費税法は、改正法附則に規定する経過措置が適用される場合を除き、31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税について適用し、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則15）。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用される場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について31年新消費税法が適用されることとなります（31年経過措置通達2）。

なお、31年施行日以後に行われる軽減対象資産の譲渡等については、軽減税率が適用されます。

※ 消費税の軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの特設サイト「[消費税の軽減税率制度について](#)」をご覧ください。

(31年施行日の前日までに購入した在庫品)

問2 26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に仕入れた商品を31年施行日（平成31年10月1日）以後に販売した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

【答】

31年新消費税法は、改正法附則に規定する経過措置が適用される場合を除き、31年施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます（改正法附則15）。

したがって、照会のように、31年施行日の前日までに仕入れた商品を31年施行日以後に販売する場合には、当該販売については31年新消費税法（新税率）が適用されますが、商品の仕入れについては26年施行日から31年施行日の前日までの間に行われたものですから、課税仕入れに係る消費税額は31年旧消費税法の規定（旧税率）に基づき計算することとなります（31年経過措置通達3）。

(事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い)

問3 当社(A社)では、検収基準により仕入れを計上しています。ところで、当社と取引先(B社)の収益、費用の計上基準の違いにより、当社が、10月初旬に検収基準により仕入れを計上したものであっても、取引先が出荷基準によっている場合、31年施行日(平成31年10月1日)前に出荷された商品は旧税率(8%)が適用されるので、取引先(B社)から、旧税率に基づく消費税額等が記載された請求書が送付されてくるものと考えられます。このような場合、当社の仕入控除税額の計算はどのように行えばよいですか。

【答】

31年新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、31年施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます(改正法附則15)。

照会の事例は、B社がA社に対して、26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日(平成31年9月30日)までの間に行った課税資産の譲渡等ですので、A社においても、31年旧消費税法の規定に基づき仕入控除税額の計算を行うこととなります。

(31年施行日前後の返品等の取扱い)

問4 販売商品の返品について、例えば、10月中に返品を受けた商品は、9月中の販売に対応するものとして処理している場合、平成31年10月中の返品については平成31年9月中の販売に対応するものとして、31年旧消費税法の規定に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算を行って差し支えないですか。

【答】

26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日(平成31年9月30日)までの間に行った商品の販売について、31年施行日(平成31年10月1日)以後に商品が返品され、対価の返還等をした場合には、31年旧消費税法の規定に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することとされています(改正法附則11、16)。

照会のように、合理的な方法により継続して返品等の処理を行っている場合には、事業者が継続している方法により、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を計算しても差し支えありません。

なお、このように取り扱う場合には、取引当事者間において取り交わす請求書等に適用税率を明記し、取引の相手方は、当該請求書等に記載された税率により仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することとなります。

(決算締切日の取扱い)

問5 当社(9月決算法人)では、毎年9月20日を決算締切日としており、法人税基本通達2-6-1《決算締切日》の取扱いを適用していますが、この場合の消費税法の適用関係はどのようになりますか。

【答】

法人税基本通達2-6-1《決算締切日》の取扱いを適用している場合であっても、26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日(平成31年9月30日)までの間に行われた資産の譲渡等及び課税仕入れ等については31年旧消費税法が適用され、31年施行日(平成31年10月1日)以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については、経過措置が適用される場合を除き、31年新消費税法が適用されます(改正法附則15)。

したがって、照会の場合、平成31年9月21日から平成31年9月30日までの間に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については31年旧消費税法が適用されることとなります。

なお、継続的に、売上げ及び仕入れの締切日を一致させる処理をしている場合には、旧税率(8%)が適用される平成31年9月21日から平成31年9月30日までの間の売上げ及び仕入れについて、平成31年10月分の売上げ及び仕入れとして、消費税の申告をして差し支えありません。この場合であっても、平成31年9月21日から平成31年9月30日までの間の売上げ及び仕入れについては、旧税率により消費税の申告を行うこととなります。

(31年施行日を含む1年間の役務提供を行う場合)

問6 平成31年9月1日に、同日から1年間の役務提供を行う契約を締結するとともに、1年分の対価を受領しています。この場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

【答】

役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつてはその目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつてはその約した役務の全部を完了した日とされています(基通9-1-5)。

照会の役務提供契約が、その契約期間を1年間として料金を年額で定めており、その役務提供が年ごとに完了するものである場合には、その資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了する日である平成32年8月31日となり、31年施行日(平成31年10月1日)以後に行う課税資産の譲渡等となりますから、原則として新税率(10%)が適用されます。

ただし、1年分の対価を受領することとしており、中途解約時の未経過部分について返還の定めがない契約において、事業者が継続して1年分の対価を受領した時点の収益として計上している場合は、31年施行日の前日(平成31年9月30日)までに収益として計上したもののついて旧税率(8%)を適用して差し支えありません。

(注) 役務提供を行う契約の内容等が、月ごとに完了するものであり、中途解約があつた場合に未経過部分の代金を返還することとされるものであつて、31年施行日前に1年分の対価を前受けするものについては、「具体的事例編」問2を参照してください。

(経過措置の概要)

問7 31年施行日(平成31年10月1日)以後の取引に適用される経過措置の概要を教えてください。

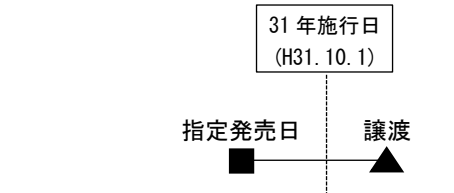
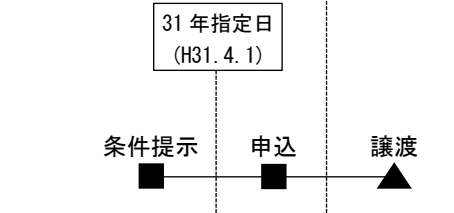
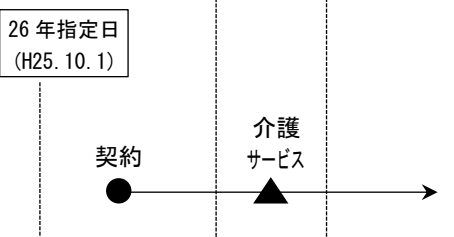
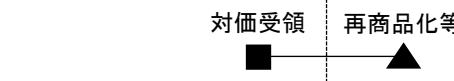
【答】

31年施行日以後の取引については、原則として、31年新消費税法(新税率)が適用されることとなりますが、こうした原則を厳格に適用することが明らかに困難と認められる取引については、経過措置が設けられており、旧税率(8%)を適用することとされています(改正法附則16ほか)。

主な経過措置の概要については、5ページ及び6ページを参照してください。

【主な経過措置】

内容	適用関係	問番号
<p>① 旅客運賃等</p> <p>31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>		<p>[基本的な考え方編] 9、10 [具体的事例編] 10～13</p>
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>		<p>[基本的な考え方編] 11～13 [具体的事例編] 14～17</p>
<p>③ 請負工事等</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>		<p>[基本的な考え方編] 14～27 [具体的事例編] 18～24</p>
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>		<p>[基本的な考え方編] 28～31 [具体的事例編] 25～32</p>
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>		<p>[基本的な考え方編] 32、33 [具体的事例編] —</p>
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日の前日までに締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>		<p>[基本的な考え方編] 34、35 [具体的事例編] —</p>

内容	適用関係	問番号
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるものうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>		<p>[基本的な考え方編] 45 [具体的事例編] —</p>
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日の前日までにその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>		<p>[基本的な考え方編] 36～40 [具体的事例編] 33、34</p>
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>		<p>[基本的な考え方編] 46 [具体的事例編] —</p>
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含まれます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>		<p>[基本的な考え方編] 47 [具体的事例編] —</p>

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

(経過措置の選択適用の可否)

問 8 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率（10%）により仕入税額控除の計算をすることはできますか。

【答】

経過措置の各規定により、31年旧消費税法を適用することとされている場合、当該経過措置が適用される取引について必ず経過措置を適用し、旧税率（8%）により消費税額を計算することとなります（選択適用はできません。）。

したがって、例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金については、旧税率により仕入税額控除の計算をすることとなります。

※ 平成31年10月1日以後に行う資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合の適用税率に関しては、経過措置の各規定は適用されず、軽減税率が適用されます（28年改正令附則4）。

2 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置の概要)

問9 旅客運賃等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が31年施行日（平成31年10月1日）以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5①、16①）。

この経過措置の適用対象となる旅客運賃等の範囲は、以下のとおりです（改正令附則4①）。

- ① 汽車、電車、乗合自動車、船舶又は航空機に係る旅客運賃（料金を含む。）
- ② 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金
- ③ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場への入場料金
- ④ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所でこれらに類するものへの入場料金

(26年施行日から31年施行日の前日までの間に「領収している場合」の意義)

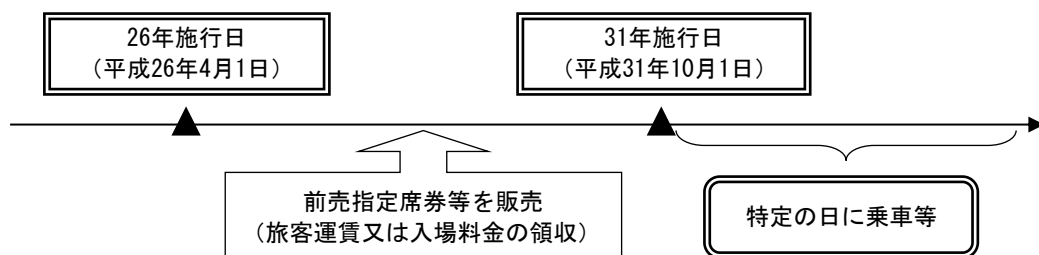
問10 旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に「領収している場合」とは、具体的にどのような場合をいうのですか。

【答】

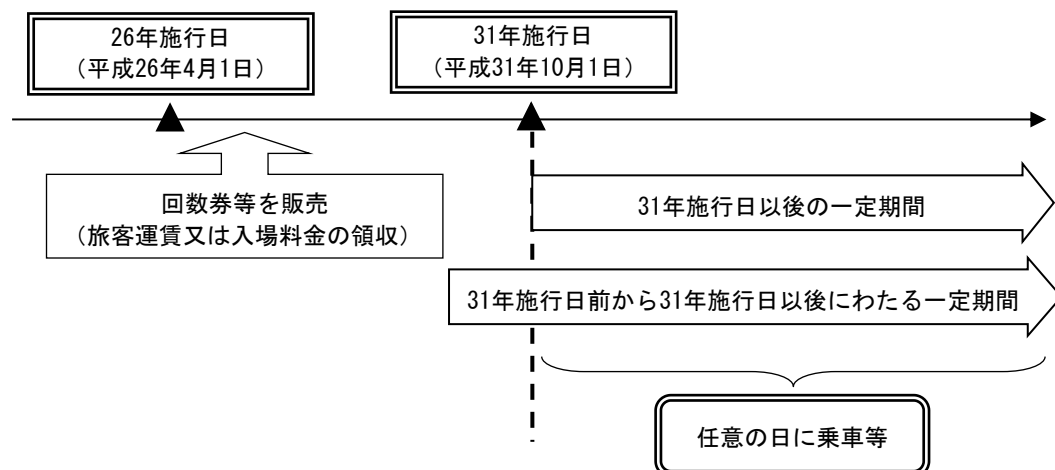
事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を26年施行日から31年施行日の前日までの間に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が31年施行日（平成31年10月1日）以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5①、16①）。

ここでいう、26年施行日から31年施行日の前日までの間に「領収している場合」とは、おおむね次のような場合をいいます（31年経過措置通達4）。

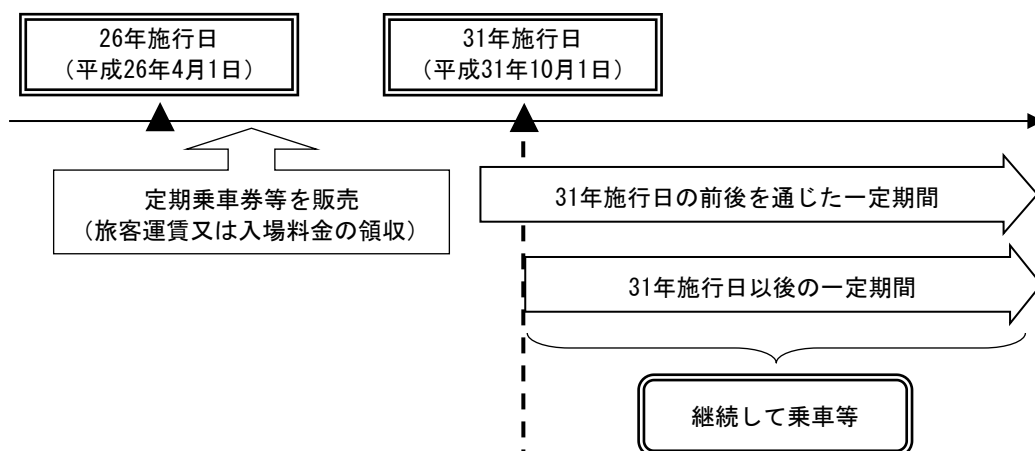
- ① 乗車、入場又は利用（以下「乗車等」といいます。）をすることができる日が31年施行日以後の特定の日に指定されている乗車券、入場券又は利用券等（以下「乗車券等」といいます。）を26年施行日から31年施行日の前日までの間に販売した場合（前売指定席券、前売入場券等）



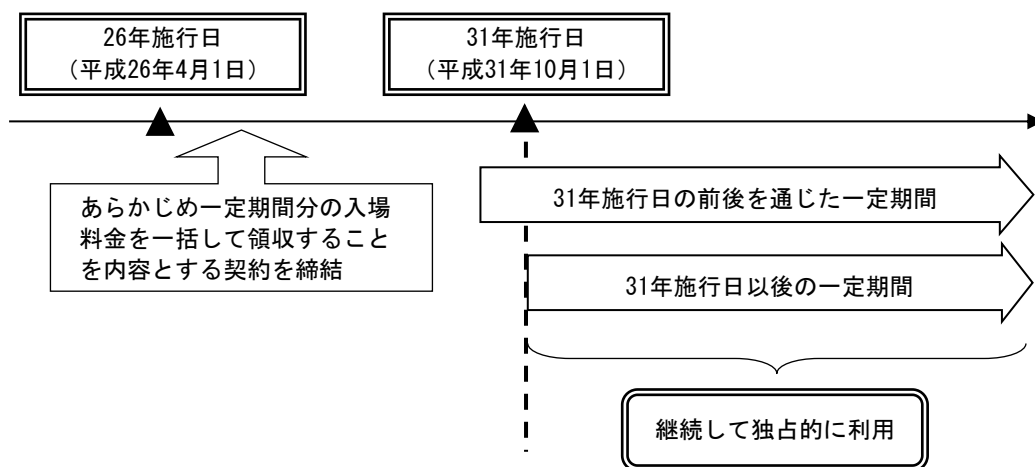
- ② 乗車等の日が31年施行日以後の一定の期間又は31年施行日前から31年施行日以後にわたる一定の期間の任意の日とされている乗車券等を26年施行日から31年施行日の前日までの間に販売した場合（回数券等）



- ③ 31年施行日の前後を通じて又は31年施行日以後の一定期間継続して乗車等することができる乗車券等を26年施行日から31年施行日の前日までの間に販売した場合（定期乗車券等）



- ④ スポーツ等を催す競技場等における年間予約席等について、31年施行日の前後を通じて又は31年施行日以後の一定期間継続して独占的に利用させるため、あらかじめ当該一定期間分の入場料金を一括して領収することを内容とする契約を26年施行日から31年施行日の前日までの間に締結している場合（プロ野球の年間予約席等）



3 電気料金等の税率等に関する経過措置

(電気料金等の税率等に関する経過措置の概要)

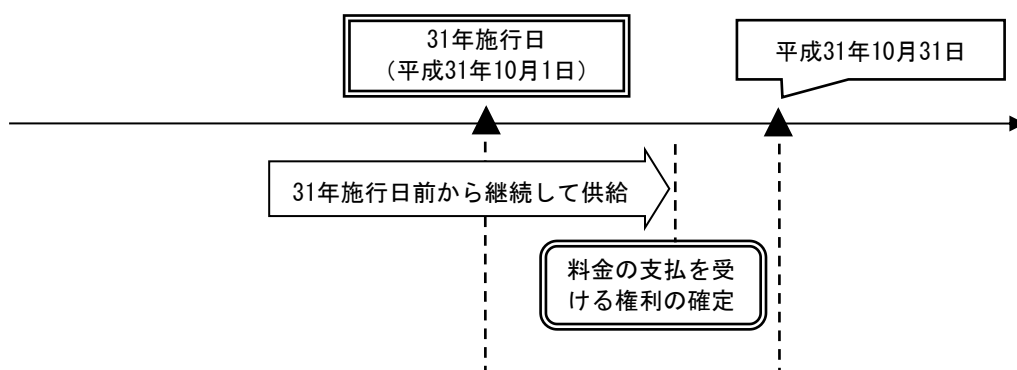
問11 電気料金等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、31年施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5②、16①）。

この経過措置の対象となるのは、次に掲げる課税資産の譲渡等のうち、検針その他これに類する行為に基づき料金の支払を受ける権利が確定するものです（改正令附則4②）。

- ① 電気の供給
- ② ガスの供給
- ③ 水道水又は工業用水の供給及び下水道を使用させる行為
- ④ 電気通信役務の提供
- ⑤ 熱供給及び温泉の供給
- ⑥ 灯油の供給



(「継続的に供給等することを約する契約」の意義)

問12 「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、31年施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5②、16①）。

ここでいう「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、電気、ガス、水道水の供給等を不特定多数の者に対して継続して行うために定められた供給規定等に基づく条件により、長期間にわたって継続して供給等することを約するものをいい、例えば、プロパンガスの供給契約で、ボンベに取り付けられた内容量メーターにより使用量を把握し、料金が確定するものも含まれます（31年経過措置通達5）。

(「支払を受ける権利の確定」の意義)

問13 「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から継続して供給し、又は提供する電気、ガス、水道水及び電気通信役務等で、31年施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成31年10月31日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5②、16①）。

ここでいう「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、例えば、電気、ガス、水道水等の使用量を計量するために設けられた電力量計その他の計量器を定期的に検針その他これに類する行為により確認する方法により、一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するものをいいます（31年経過措置通達6）。

4 工事の請負等の税率等に関する経過措置

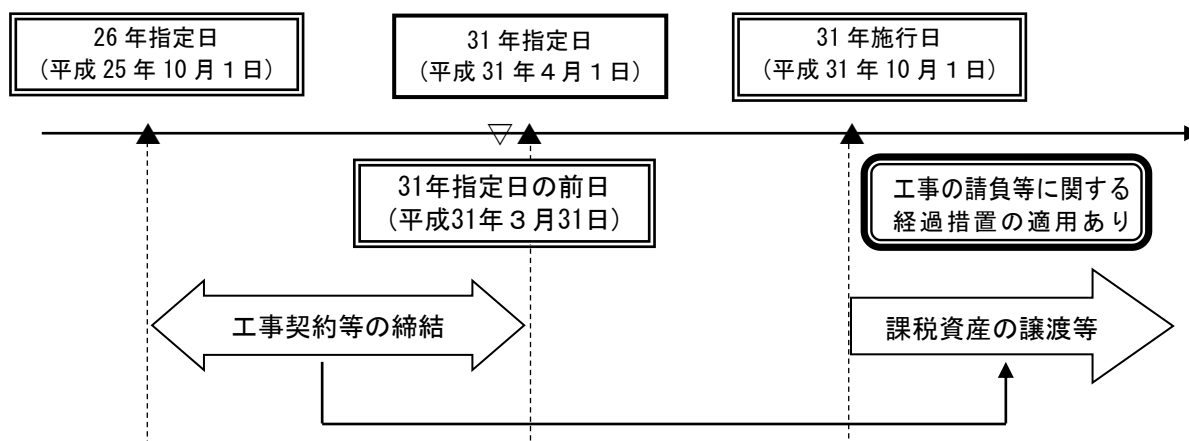
(工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要)

問14 工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（31年指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限ります。）については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5③、16①）。

なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています（改正法附則5⑧、16②）。



(工事の請負等に係る契約の範囲)

問15 工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用対象となる契約は、具体的にどのような契約をいうのですか。

【答】

工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用対象となる契約は、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に締結した次の契約です（改正法附則5③、16①）。

① 工事の請負に係る契約

日本標準産業分類（総務省）の大分類の建設業に係る工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいいます（31年経過措置通達10）。

② 製造の請負に係る契約

日本標準産業分類（総務省）の大分類の製造業に係る製造につき、その製造に係る目的物の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいいます（31年経過措置通達11）。

（注） 製造物品であっても、その製造がいわゆる「見込み生産」によるものは「製造の請負に係る契約」によって製造されたものにはなりません。

③ これらに類する契約

測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含みます。）で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているものをいいます（改正令附則4⑤）。

（注） 建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものもこの経過措置の適用対象となる契約に含まれます。

(契約書等のない工事)

問16 工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受けようとする場合、契約書その他の書類を作成しなければならないのですか。

【答】

工事の請負等の税率等に関する経過措置は、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に工事の請負等に係る契約を締結し、31年施行日（平成31年10月1日）以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されます（改正法附則5③、16①）。

契約書その他の書類を作成しているかどうかは、この経過措置の適用を受ける要件となっておりませんが、経過措置の適用があることを明らかにするためには、契約の締結時期や工事内容が経過措置の適用要件を満たすことについて契約書その他の書類により明らかにしておく必要があります。

(工事の請負の着手日)

問17 当社が受注した建設工事について、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受けようとする場合、当該工事については、31年施行日（平成31年10月1日）前までに着手しなければならないのですか。

【答】

工事の請負等の税率等に関する経過措置は、26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に工事の請負等に係る契約を締結し、31年施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されます（改正法附則5③、16①）。

したがって、31年指定日の前日までに工事の請負契約を締結したものであれば、31年施行日前に着手するかどうか、また、その契約に係る対価の全部又は一部を収受しているかどうかにかかわらず、この経過措置が適用されることとなります。

(下請工事)

問18 当社では、受注した建設工事の全部を下請会社に発注しました。当社が受注した建設工事について、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される場合、下請工事についても、この経過措置が適用されますか。

【答】

工事の請負等に係る契約に基づき行われる工事について、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用されるかどうかは、個々の取引により判断することとなります。

したがって、照会の下請工事については、その契約の締結時期や工事内容が、この経過措置の適用要件を満たす場合には、経過措置が適用されます。

(「その他の請負に類する契約」の範囲)

問19 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」とは、「測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）」と規定されていますが（改正令附則4⑤）、「その他の請負に係る契約」及び「委任その他の請負に類する契約」とは、具体的にどのような契約をいうのですか。

【答】

「その他の請負に係る契約」としては、例えば、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、技術援助、情報の提供に係る契約が、また、「委任その他の請負に類する契約」としては、例えば、検査、検定等の事務処理の委託、市場調査その他の調査に係る契約が考えられます。

なお、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用対象となるのは、これらの契約のうち、仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているなど一定の要件を満たすものに限られますから（改正令附則4⑤）、個々の契約内容により経過措置の適用の有無を判断することとなります。

(「仕事の完成に長期間を要するもの」の意義)

問20 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「仕事の完成に長期間を要するものであること」が要件とされていますが、この「長期間」とはどの程度の期間をいうのでしょうか。

【答】

工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」は、「測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）」とされています（改正令附則4⑤）。

これらの請負等は、その性質上、仕事の完成までに長期間を要するのが通例であることから、実際の仕事の完成までの期間の長短については問わないものとして取り扱って差し支えありません。

(「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」の意義)

問21 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」が要件とされていますが、完成した部分をその都度引き渡す場合は、この要件を満たさないことになるのですか。また、目的物の引渡しを要しない請負等の契約の場合には、この要件を満たさないことになるのですか。

【答】

次の①、②に掲げるような場合には、請負等の契約に係る目的物の引渡しが部分的に行われるとしても、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」の要件を満たすこととなります。

① 一の契約により同種の建設工事等を多量に請け負ったような場合で、その引渡数量に応じて工事代金等を収入する旨の特約又は慣習がある場合

② 一の建設工事等であっても、その建設工事等の一部が完成し、その完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金等を収入する旨の特約又は慣習がある場合

また、目的物の引渡しを要しない請負等の契約であっても、例えば、運送、設計、測量などで、その約した役務の全部の完了が一括して行われることとされているものは、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」の要件を満たすこととなります。

一方で、例えば、月極めの警備保障又はメンテナンス契約のように期間極めの契約の場合には、その約した役務の全部の完了が一括して行われるものではありませんから「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」の要件を満たしません。

(「仕事の内容につき相手方の注文が付されていること」の範囲)

問22 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約であることが要件とされていますが、この「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約とは、具体的にはどのようなものですか。

【答】

「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約とは、例えば、次のような契約をいい、注文の内容、注文に係る規模の程度及び対価の額の多寡は問いません。

- ① 請負等の契約に係る目的物の仕様又は規格等について相手方の指示が付されている場合のその契約
- ② 請負等の契約に係る目的物の原材料を相手方が支給することとされている場合のその契約
- ③ 修理又は加工等を目的とする請負等の契約

なお、具体的には、次のようなものが該当します。

- 名入アルバム、名入タオル、名入引出物の製作
- カップ、トロフィーの名入
- 絵画、工芸品等の修復
- 肖像画、胸像等の製作
- パック旅行の引受け
- 結婚式、披露宴の引受け
- インテリアの製作（カーテン、敷物の取付工事を含みます。）
- どん帳の製作
- 服、ワイシャツ等の仕立て
- 宝飾品の加工

(「建物の譲渡を受ける者の注文」の範囲)

問23 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。」とされています。

この「建物の譲渡を受ける者の注文」とは、具体的にはどのようなものをいうのですか。

【答】

「建物の譲渡を受ける者の注文」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げるものにつき付される注文をいいます。

- ① 建物の内装……畳、ふすま、障子、戸、扉、壁面、床面、天井等
- ② 建物の外装……玄関、外壁面、屋根等
- ③ 建物の設備……電気設備、給排水又は衛生設備及びガス設備、昇降機設備、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等
- ④ 建物の構造……基礎、柱、壁、はり、階段、窓、床、間仕切り等

(注) 1 注文の内容、注文に係る規模の程度及び対価の額の多寡は問いません。

2 その注文が壁の色又はドアの形状等の建物の構造に直接影響を与えないものも含まれます。

(建物の譲渡を受ける者の注文の有無の確認方法)

問24 工事の請負等の税率等に関する経過措置における「工事の請負に係る契約に類する契約」については、「建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。」とされています。

この「建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物」であることを明らかにする方法としては、どのような方法がありますか。

【答】

「建物の譲渡を受ける者の注文」とは、例えば、建物の内装である壁面や床面等につき付される注文をいいます(詳しくは、問23を参照ください)。

このような「建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物」であることを明らかにする方法としては、例えば、次のような方法が考えられます。

- ① 当該建物の譲渡に係る契約書等において建物の内装等に関して注文が付されていることを明らかにする。
- ② 取引の前提条件を示す申込約款等において、いわゆるオプションを受け付ける部分を明示して、どの部分のオプションを受けたのかを申込書等において明らかにする。

(経過措置適用工事に係る請負金額に増減があった場合)

問25 当社が受注した工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される工事の中には、当初契約の請負金額を一旦減額し、その後増額する場合や、これとは逆に当初契約の請負金額を一旦増額し、その後減額する場合があります。

このように、請負金額の増減が31年指定日（平成31年4月1日）以後に行われた場合、経過措置の適用関係はどのようになりますか。

【答】

工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される工事について、31年指定日以後に対価の額が増額された場合には、その増額部分については、この経過措置は適用されません（改正法附則5③、16①）。

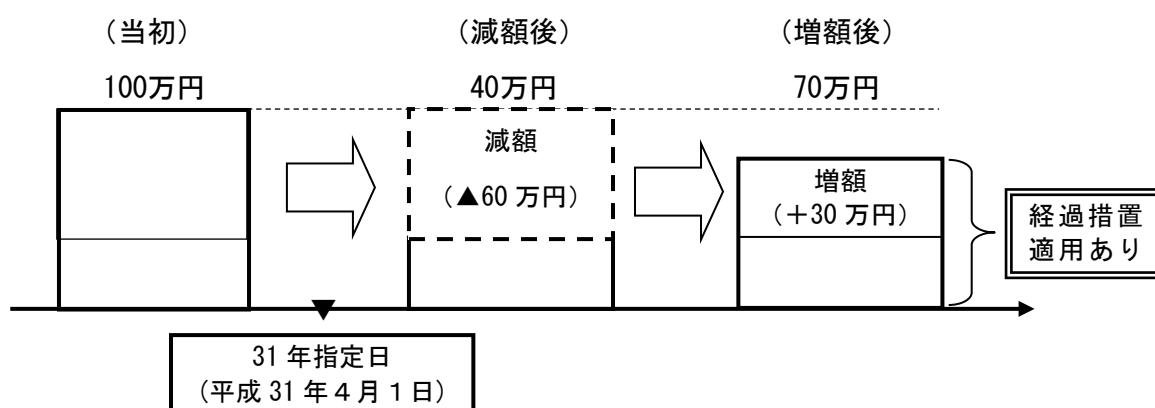
したがって、経過措置が適用される工事に係る請負金額（対価の額）について、31年指定日以後に変更が生じた場合には、当初契約の請負金額との差額により次のとおり取り扱われます。

(注) 1 31年指定日の前日（平成31年3月31日）までに締結した変更契約により当初契約の請負金額を増額又は減額している場合には、その変更後の請負金額を基に判定することとなります。

2 増額の理由が、追加工事など当初の工事契約において定められていなかったことによるもの場合には、このようには取り扱われず、その追加工事ごとに経過措置が適用されるかどうか判断することとなります。

① 最終の請負金額が当初契約の請負金額より少ない場合
最終の請負金額の全額が経過措置の適用対象となります。

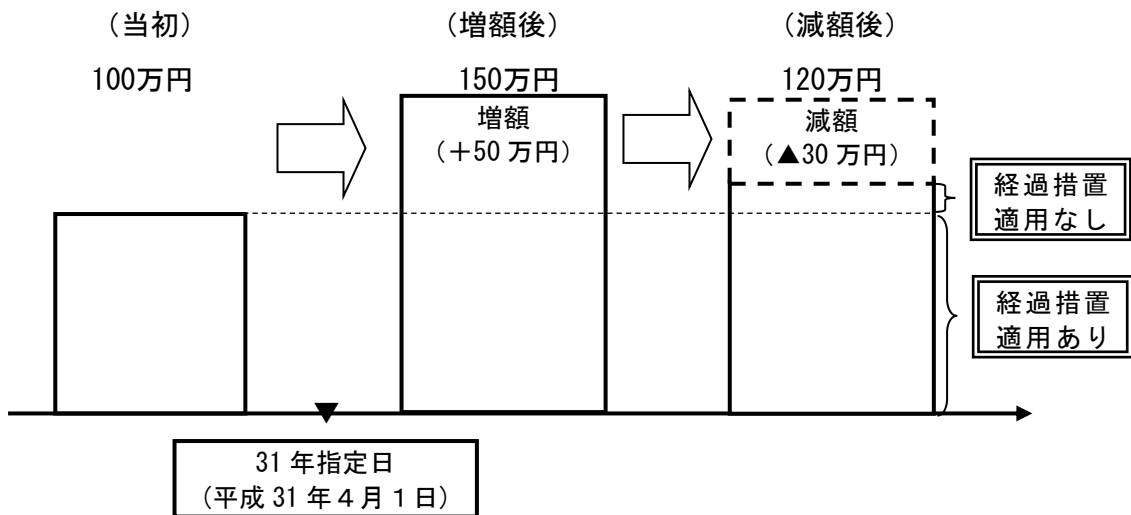
〔例〕



② 最終の請負金額が当初契約の請負金額より多い場合

当初契約の請負金額を超える部分については、経過措置が適用されません（新税率（10%）が適用されます。）。

〔例〕



(経過措置の適用を受ける工事のための課税仕入れ)

問26 工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受ける工事に要する課税仕入れで、31年施行日（平成31年10月1日）以後に行われたものについては、31年新消費税法に基づき仕入控除税額の計算をすることとなるのですか。

【答】

31年新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、31年施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます（改正法附則15）。

したがって、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受ける工事に要する課税仕入れであっても、31年施行日以後の課税仕入れについては、経過措置の適用を受けるものでない限り、31年新消費税法の規定に基づき課税仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）を計算することとなります。

(経過措置の適用を受けているものであることの通知)

問27 工事の請負等について、工事の請負等の税率等に関する経過措置の適用を受けた場合、その工事等の引渡しを受ける者（取引の相手方）に対し、経過措置の適用を受けたものであることを書面により通知するものとされていますが、具体的にはどのように行えばよいのですか。

【答】

通知に当たっては、経過措置の適用を受けた（旧税率が適用された）課税資産の譲渡等を特定し、当該課税資産の譲渡等が経過措置の適用を受けたものであることを書面に記載することとなりますので、例えば、消費税法第30条第9項《請求書等の範囲》に規定する請求書等に、経過措置の適用を受けたものであることを表示することにより行って差し支えありません（31年経過措置通達22）。

なお、この通知をしたかどうかは、経過措置の適用関係に影響するものではありません。
(注) 資産の貸付けの税率等に関する経過措置又は工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の適用を受けた場合の通知についても同様です（工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の適用を受けた場合には、適用を受けた部分に係る対価の額についても通知する必要があります（改正法附則16③、7④））。

5 資産の貸付けの税率等に関する経過措置

(資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要)

問28 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

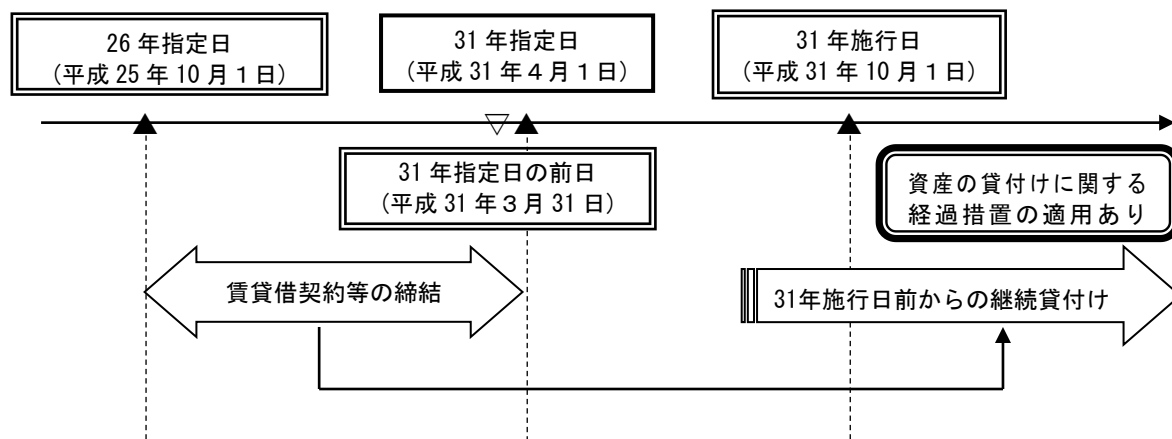
【答】

26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、31年施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則5④、16①、改正令附則4⑥）。

ただし、31年指定日（平成31年4月1日）以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この経過措置は適用されません。

- ① 当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額（利子又は保険料の額を含む。）の合計額のうち当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が100分の90以上であるように当該契約において定められていること。

なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています（改正法附則5⑧、16②）。



(売買として取り扱われるリース取引)

問29 所得税法又は法人税法上、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引について、資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用されますか。

【答】

消費税法の適用に当たって、事業者が行うリース取引が、当該リース取引の目的となる資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかは、所得税又は法人税の課税所得金額の計算における取扱いの例により判定されます（基通5-1-9）。

資産の貸付けの税率等に関する経過措置の適用対象となるのは、「資産の貸付け」に係るものですから、所得税法又は法人税法上、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引についてはこの経過措置が適用されません。

なお、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引については、改正法附則第16条の2《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》（問41参照）、改正令附則第6条《リース延払基準の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》（問42参照）及び改正令附則第8条《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》（問43参照）の規定が適用される場合があります。

(「対価の額が定められている」の意義)

問30 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件である「対価の額が定められている」とは、どのような場合をいうのですか。

【答】

資産の貸付けの税率等に関する経過措置の要件である「対価の額が定められている」とは、契約において、当該契約期間中の対価の総額が具体的な金額により定められている場合又は総額が計算できる具体的な方法が定められている場合をいいます。

したがって、次のようなものがこれに該当します。

- ① 契約期間中の賃貸料の総額を定めているもの
- ② 賃貸料の年額、月額等を、例えば、「年（月）額〇〇円」と定めており、これに契約期間の年数、月数等に乗じることにより、契約期間中の賃貸料の総額を計算できるもの
- ③ 貸付けに係る資産の数量及び賃貸料の月額単価を、例えば、「〇台貸付け、1台当たり月額〇〇円とする。」と定めており、これに資産の数量及び契約期間の月数に乗じることにより、契約期間中の賃貸料の総額を計算できるもの

なお、次のようなものは「対価の額が定められている」ものには該当しません。

- ① 建物の賃貸料を、例えば、「定額料金〇〇円に売上金額の〇%相当額を加算した額とする。」と定めているもの
- ② 建物の賃貸料を、例えば、「その年の固定資産税の〇倍とする。」と定めているもの

(一定期間賃貸料の変更が行えない場合)

問31 資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用される要件の1つとして「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」とされていますが、例えば、2年間は賃貸料の変更を行うことができないとする定めは、この要件に該当しますか。

【答】

資産の貸付けの税率等に関する経過措置が適用される要件の1つとして、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」とされています(改正法附則5④二、16①)。

照会の場合には、2年間は賃貸料の変更を行うことができないこととされていますから、その2年間は、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」の要件を満たします。

したがって、他の要件を満たしている場合には、2年間はこの経過措置が適用されます。

6 指定役務の提供の税率等に関する経過措置

(指定役務の提供の税率等に関する経過措置の概要)

問32 指定役務の提供の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日の前日（平成31年3月31日）までの間に締結した役務の提供に係る契約で、その契約の性質上、当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであって、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割して支払われる契約（割賦販売法第2条第6項に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、同項に規定する指定役務の提供に係るもの）に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が次の①及び②に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供については、旧税率（8%）が適用されま
す（改正法附則5⑤、16①、改正令附則4⑦）。

- ① 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

ただし、31年指定日（平成31年4月1日）以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この経過措置は適用されませんので、新税率（10%）を適用することとなります（改正法附則5⑤、16①）。

(指定役務の提供の具体例)

問33 指定役務の提供の税率等に関する経過措置の対象となる「指定役務の提供」とは具体的にどのようなものをいうのですか。

【答】

指定役務の提供の税率等に関する経過措置の対象となる「指定役務の提供」とは、割賦販売法第2条第6項に規定する前払式特定取引のうちの指定役務の提供をいい、具体的には、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供等に係る役務の提供をいいます（改正令附則4⑦）。

なお、資産の購入を前提にその購入対価を積み立てることとしているようなもの（例えば、デパートの積立会員制度を利用した商品等の購入）は、これに含まれません（31年経過措置通達20）。

《参考》

○ 割賦販売法（抄）

（定義）

第2条

6 この法律において「前払式特定取引」とは、次の各号に掲げる取引で、当該各号に定める者に対する商品の引渡し又は政令で定める役務（以下「指定役務」という。）の提供に先立つてその者から当該商品の代金又は当該指定役務の対価の全部又は一部を2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領するものをいう。

一 商品の売買の取次ぎ 購入者

二 指定役務の提供又は指定役務の提供をすること若しくは指定役務の提供を受けることの取次ぎ 当該指定役務の提供を受ける者

○ 割賦販売法施行令（抄）

（指定商品等）

第1条

4 法第2条第6項の政令で定める役務は、別表第二に掲げる役務とする。

別表第二（第1条関係）

1 婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、衣服の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付

2 葬式のための祭壇の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付

7 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置

(予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置の概要)

問34 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、31年指定日（平成31年4月1日）前に締結した不特定かつ多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価の全部又は一部を26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に領収している場合において、その書籍等の譲渡を31年施行日（平成31年10月1日）以後に行うときは、その領収した対価に係る部分の書籍等の譲渡については旧税率（8%）が適用されます（改正令附則5①）。

なお、物品の譲渡が軽減対象資産の譲渡等である場合は、当該経過措置は適用されず（28年改正令附則4）、軽減税率が適用されます。

(「定期的」の意義)

問35 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置は、「定期的に継続して供給すること」が適用要件とされていますが、この場合の「定期的」とは、具体的にどのような周期をいうのですか。

【答】

「定期的に継続して供給する」とは、週、月、年その他の一定の周期を単位とし、おおむね規則的に継続して供給することをいいます。

8 通信販売等の税率等に関する経過措置

(通信販売等の税率等に関する経過措置の概要)

問36 通信販売等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

通信販売（不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいい、予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置に規定する契約に係る販売を除きます。）の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日（平成31年4月1日）前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日（平成31年10月1日）前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に商品を販売するときは、その商品の販売については旧税率（8%）が適用されます（改正令附則5③）。

なお、商品の販売が軽減対象資産の譲渡等である場合は、当該経過措置は適用されず（28年改正令附則4）、軽減税率が適用されます。

(「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」の範囲)

問37 通信販売等の税率等に関する経過措置の適用対象となる通信販売は、「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」が要件とされていますが、具体的にはどのような場合をいうのですか。

【答】

「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」とは、一般に、新聞、テレビ、チラシ、カタログ、インターネット等の媒体を通じて購読者又は視聴者等に対して販売条件を提示することをいいますから、例えば、〇〇頒布会、〇〇友の会等と称する会で、相当数の会員で構成され、かつ、会員数が固定的でないような会が会員等を対象としてこれらの媒体を通じて販売条件を提示するような場合はこれに該当しますが、訪問面談により販売条件を提示することはこれに含まれません。

なお、31年指定日（平成31年4月1日）前に販売条件を提示していること及び提示した販売条件に従って商品の販売が行われたことについては、書類等で明らかにしておく必要があります。

(「提示する準備を完了した場合」の範囲)

問38 通信販売等の税率等に関する経過措置の要件である「提示する準備を完了した場合」とは、具体的にはどのような場合をいうのですか。

【答】

通信販売等の税率等に関する経過措置の要件である「提示する準備を完了した場合」とは、販売条件等の提示方法に応じ、いつでも提示することができる状態にある場合をいいますから、例えば、販売条件等を掲載したカタログ等の印刷物の作成を完了した場合などがこれに該当します。

(売買契約の申込みの方法)

問39 通信販売等の税率等に関する経過措置の適用対象となる通信販売は、「郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けること」が要件とされていますが、「その他の方法」による売買契約の申込みにはどのようなものがありますか。

【答】

「その他の方法」による売買契約の申込みには、例えば、インターネット通信を利用した申込みや預貯金の口座に対する払込みによる売買契約の申込みが含まれますが、訪問面談による売買契約の申込みは含まれません。

(「商品の販売」の範囲)

問40 通信販売等の税率等に関する経過措置の適用対象となる「商品の販売」には、通信教育や電子書籍の配信等の役務の提供が含まれますか。

【答】

通信販売等の税率等に関する経過措置の適用対象となる「商品の販売」は、物品の販売に限られませんので、通信教育や電子書籍の配信等の役務の提供も含まれます。

9 その他の経過措置

(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問41 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に行った消費税法第16条第1項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定するリース譲渡（所得税法第65条第1項又は法人税法第63条第1項本文に規定するリース譲渡をいいます。）について消費税法第16条第1項の適用を受けた場合において、当該リース譲渡に係る賦払金の額で31年施行日（平成31年10月1日）以後にその支払期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則16の2①）。

なお、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第44条第1項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置》の規定によりなお効力を有する同法による改正前の消費税法第16条に規定する長期割賦販売等についても、同様に経過措置が適用されます。

(リース延払基準の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問42 リース延払基準の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に行ったリース譲渡（所得税法第65条第1項又は法人税法第63条第1項本文に規定するリース譲渡をいいます。）について消費税法施行令第32条の2第1項《リース延払基準の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第2項の規定により31年施行日（平成31年10月1日）以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされるリース譲渡延払収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡延払収益額に係る部分の課税資産の譲渡等については、旧税率（8%）が適用されます（改正令附則6）。

ところで、消費税法第16条《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けている事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間以後の課税期間において同条の規定の適用を受けないこととした場合には、リース譲渡に係る対価の額のうち当該適用を受けないこととした課税期間以後の各課税期間におけるリース譲渡延払収益額に係る部分は、適用を受けないこととした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなすこととされています（消費税法施行令32③、32の2③）。

この場合であっても、改正令附則第6条第1項に規定する「31年施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされるリース譲渡延払収益額に係る部分」があることには変わりありませんので、当然に同条に規定する経過措置が適用されることとなります。

これは、消費税法施行令第32条第1項並びに第2項《延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理》及び同令第33条《納税義務の免除を受けることとなった場合等の処理》から第35条《合併等の場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》までの規定の適用がある場合についても同様です（31年経過措置通達24）。

(リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問43 リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に行ったリース譲渡（所得税法第65条第1項又は法人税法第63条第1項本文に規定するリース譲渡をいいます。）について消費税法施行令第36条の2第1項《リース譲渡の特例計算の方法により経理した場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第2項の規定により31年施行日（平成31年10月1日）以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされるリース譲渡収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡収益額に係る部分の課税資産の譲渡等については、旧税率（8%）が適用されます（改正令附則8）。

ところで、消費税法施行令第36条の2第2項の規定の適用を受けている事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間以後の課税期間において同項の規定の適用を受けないこととした場合には、リース譲渡に係る対価の額のうち当該適用を受けないこととした課税期間以後の各課税期間におけるリース譲渡収益額に係る部分は、適用を受けないこととした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなすこととされています（消費税法施行令32③、36の2④）。

この場合であっても、改正令附則第8条第1項に規定する「31年施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされるリース譲渡収益額に係る部分」があることには変わりありませんので、当然に同条に規定する経過措置が適用されることとなります。

これは、消費税法施行令第36条の2第3項の規定又は同条第4項の規定により準用される同令第33条《納税義務の免除を受けることとなった場合等の処理》から第35条《合併等の場合のリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》までの規定の適用がある場合についても同様です（31年経過措置通達25）。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問44 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、31年指定日（平成31年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に締結した消費税法第17条第1項《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する長期大規模工事又は同条第2項に規定する工事（以下「長期大規模工事等」といいます。）の請負に係る契約に基づき、31年施行日（平成31年10月1日）以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事等に係る対価の額について31年施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、次の算式により計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等については、旧税率（8%）が適用されます（改正法附則7、16①、改正令附則9）。

$$\text{長期大規模工事等に係る対価の額} \times \frac{\text{長期大規模工事等の着手の日から31年施行日の前日までの間に支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額}}{\text{31年施行日の前日の現況により見積もられる工事原価の額}}$$

なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対する当該目的物の引渡しがこの経過措置の適用を受けたものであること及び適用を受けた部分に係る対価の額を書面で通知することとされています（改正法附則7④、16③）。

(特定新聞の税率等に関する経過措置の概要)

問45 特定新聞の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、不特定かつ多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日（平成31年10月1日）前であるもの（特定新聞等）を31年施行日以後に譲渡する場合、その譲渡については旧税率（8%）が適用されます（改正令附則5②）。

なお、特定新聞の譲渡が、軽減対象資産の譲渡等である場合には、当該経過措置は適用されず（28年改正令附則4）、軽減税率が適用されます。

(有料老人ホーム(介護サービス)の税率等に関する経過措置の概要)

問46 有料老人ホーム(介護サービス)の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、26年指定日(平成25年10月1日)から31年指定日の前日(平成31年3月31日)までの間に締結した老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに係る終身入居契約(当該契約に基づき、当該契約の相手方が、当該有料老人ホームに入居する際に一時金を支払うことにより、当該有料老人ホームに終身居住する権利を取得するものをいいます。)で、入居期間中の介護料金(消費税が非課税とされるものを除きます。)を入居一時金として受け取っており、かつ、当該一時金について当該事業者が事情の変更その他の理由によりその額の変更を求めることができる旨の定めがないものに基づき、31年施行日(平成31年10月1日)前から31年施行日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合には、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供については旧税率(8%)が適用されます(改正令附則5④)。

ただし、31年指定日以後に当該一時金の額の変更が行われた場合には、当該変更後に行う役務の提供については、この経過措置が適用されません(改正令附則5④ただし書)。

(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する経過措置の概要)

問47 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する業務に係る対価を領収している場合の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

家電リサイクル法第4条に規定する製造業者等又は同法第32条第1項に規定する指定法人が、同法第18条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等又は同法第33条第2号に掲げる業務に係る対価を31年施行日(平成31年10月1日)前に領収している場合(同法第12条の規定に基づき同法第5条に規定する小売業者が31年施行日前に領収している場合を含みます。)において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等(再商品化等)を31年施行日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧税率(8%)が適用されます(改正令附則5⑤)。

(31年施行日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合)

問48 31年施行日（平成31年10月1日）前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が31年施行日以後に交付された場合、当該補助金等が交付された課税期間における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算はどのようなになりますか。

【答】

国、地方公共団体等に特定収入がある場合には、仕入控除税額の計算に当たって、その特定収入に係る課税仕入れ等の税額を調整することとされています。

改正令附則第14条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過措置》では、31年施行日以後に受け入れる特定収入に係る仕入控除税額の調整計算については、原則として新税率（10%（軽減対象資産の譲渡等に係るものは軽減税率（8%））を前提として調整（課税仕入れ等に係る特定収入に $7.8/110$ （軽減対象資産の譲渡等に係るものは $6.24/108$ ）を乗じて計算）し、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日（平成31年9月30日）までの間に受け入れた特定収入及び31年施行日以後に受け入れる特定収入のうち法令若しくは交付要綱等又は国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の用途を明らかにした文書において、同条第2項に規定する旧税率適用課税仕入れ等に係る支出等のためにのみ充てられることが明らかにされているものについては、なお従前の例（課税仕入れ等に係る特定収入に $6.3/108$ を乗じて計算）によることとなる旨を規定しています。

ところで、法令において借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっていない借入金等（以下「借入金等」という。）を財源として課税仕入れを行い、後日、当該借入金等の返済等のための補助金等が交付された場合で、当該補助金等の交付要綱等に当該借入金等の返済等のための補助金等である旨が記載されているときは、当該補助金等は当該課税仕入れにのみ使用される収入として用途を特定することとなります（基通16-2-2(1)(注)）。

したがって、例えば、26年施行日から31年施行日の前日までの間に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等（交付要綱等で用途が特定されているものに限り、）が31年施行日以後に交付された場合には、当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、従前の例（課税仕入れ等に係る特定収入に $6.3/108$ を乗じて計算）によることとなります。

なお、平成元年4月1日から26年施行日の前日（平成26年3月31日）までの間に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等を31年施行日以後に交付を受けた場合の当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、課税仕入れ等に係る特定収入に $4/105$ を乗じて計算することとなります（平成元年4月1日から平成9年3月31日までの間（消費税率3%の期間）に行った課税仕入れに係るものであっても、仕入

控除税額の調整計算は、課税仕入れ等に係る特定収入に $4/105$ を乗じて計算することとなります。)